

**Deloitte.**

# Tax & Customs Newsletter

2022年12月



MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS  
*Since 1845*

## 本ニュースレターのハイライト:



### 税務管理

- ベトナムでの税務登録を行った外国サプライヤーリストの公表
- 駐在員事務所に適用される営業免許税

### 間接税

- ベトナム下請企業の建設監督コンサルタント業務に対する付加価値税
- 国際運輸取引に係る付加価値税
- 本社所在地以外の県に位置する不動産譲渡取引に対する付加価値税
- 輸出加工企業に提供する電子部品の検査及び分類サービスに対する付加価値税

### 外国契約者税

- 外国人専門家の立替払いに対する外国契約者税
- 外国航空会社のホームページにて購入した航空券に対する外国契約者税

### 移転価格

- 貸付けの取決めに係る関連当事者間の取引及び移転価格申告書

### 法人所得税

- 銀行預金の利子所得に対する法人所得税
- 購入した物品の返品に関する課税上の取扱い
- 法人所得税の優遇の対象となる活動を行っている本社所在地以外の県に位置する従属支店がある場合の法人所得税申告
- 不動産譲渡取引に対する法人所得税

### 個人所得税

- 駐在員を含む従業員に付与されるベネフィットに対する個人所得税

### トレード・税関

- 地域的な包括的経済連携（「RCEP」）の下での原産地規則（「COO」）に関する新通達
- 税関手続を終え、保税倉庫で保管されていた輸出品より製造された物品を国内市場に輸入する際の税関手続及び関税処理
- 商品原産地の不正及び偽造、違法なラベリング及び積み替え、並びに知的財産権の侵害等に関する検査、防止の強化
- 海外保税倉庫で保管される輸出品に対する課税政策

### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 税務管理 情報ルーリング

## ガイダンスルーリング

### ベトナムでの税務登録を行った外国サプライヤーリストの公表

2022年11月19日、税務総局（「GDT」）は、ベトナムの組織や個人に電子商取引やデジタルビジネス等のサービスを提供する為に税務登録を取得した、ベトナム国内に事業所を持たない外国のサプライヤーのリストを公表しました。

*(税務総局発行の2022年11月19日付  
Notification No.357/TB-DNL)*

### 駐在員事務所に適用される営業免許税

会社の駐在員事務所での生産・営業活動がない場合は、営業免許税の申告・納付は不要となります。

*(ビンズオン税務局発行の2022年12月2日付  
Official Letter No.18224/CTBDU-TTHT)*



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*

## 法人所得税 ガイダンスルーリング



### 銀行預金の利子所得に対する法人所得税

企業が銀行預金からの利子所得を収受した場合、当該所得は発生時の課税年度で課税所得として扱われます。

(ハノイ税務局発行の2022年11月23日付  
Official Letter No.57306/CTHN-TTHT)

### 法人所得税優遇の対象となる活動を行っている、本社所在地以外の県に位置する従属支店がある場合の法人所得税申告

会社の従属支店が本社所在地以外の県に位置し、法人所得税（「CIT」）優遇の対象となる場合、フォームNo.03/TNDNに基づくCIT確定申告書を会社の管轄税務当局に提出する必要があります。

会社は、フォームNo.03-3 A/TNDN、03-3 B/TNDN、03-3 C/TNDN、03-3 D/TNDNに基づくCIT優遇の対象となる活動に対する支払CITを決定し、従属支店が所在する地方税務当局及び会社の管轄税務当局に提出する必要があります。

(ビンズオン税務局発行の2022年11月11日  
付Official Letter No.17305/CTBDU-TTHT)

### 購入した物品の返品に関する課税上の取扱い

企業が未使用の購入品をサプライヤーに返品する場合は、低品質が原因による返品活動ではなく、商品販売活動として考えるべきである。

従って、企業は商品をサプライヤーに販売する際に、通常の販売活動と同じ方法でインボイスを発行し、申告し、税金を支払わなければなりません。

(ビンズオン税務局発行の2022年11月11日  
付Official Letter No.17307/CTBDU-TTHT)

### 不動産譲渡取引に対する法人所得税

企業は、四半期ごとのCIT申告書類を提出する必要はないが、通達No.80/20121/TT-BTCの第17条、第2項、Point bに基づいて暫定四半期CITを決定し、不動産譲渡取引が行われる県に支払わなければなりません。

(ビンズオン税務局発行の2022年11月17日  
付Official Letter No.17527/CTBDU-TTHT)

### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 間接税

### ガイダンスルーリング

#### ベトナム下請企業の建設監督コンサルタント業務に対する付加価値税

企業がベトナムでのプロジェクト建設監督コンサルタントサービスを海外の元請負人に提供する下請業者である場合、企業はサービスの提供時に元請負人に対して付加価値税（「VAT」）10%の請求書を発行する必要があります。請求書の内容は、政府の政令No.123/2020/ND-CP号の第10条を遵守しなければなりません。

ベトナムでのプロジェクト建設監督コンサルタントサービスを海外の元請負人に提供することは、付加価値税法の規定により、付加価値税還付対象に該当しません。

*(ハノイ税務局発行の2022年11月10日付  
Official Letter No.54502/CTHN-TTHT)*

#### 本社所在地以外の県に位置する不動産譲渡取引に対する付加価値税

企業が本社所在地以外の県に位置するインフラ、譲渡用住宅の投資プロジェクトの不動産譲渡取引を行っている場合、企業はプロジェクトのVATを申告するか、個別ごとに申告するか（該当する省・市に多くの異なる住宅プロジェクトがある場合）を選択してフォームNo.01/GTGTを所管税務当局に提出しなければなりません。

本社による通常の生産・取引活動については、本社所在地以外の県に位置する不動産譲渡取引を除き、フォームNo.01/GTGTで申告する必要があります。

*(ハノイ税務局発行の2022年11月04日付  
Official Letter No.53403/CTHN-TTHT)*

#### 国際運輸取引に係る付加価値税

企業がベトナムから海外へ、海外からベトナムへ、または出発地と到着地の両方が海外である海上輸送を行っている場合、直接輸送であるかどうかにかかわらず、この事業活動は規制の条件を満たしている場合、0%のVAT税率の対象となります。

*(ハノイ税務局発行の2022年11月15日  
Official Letter No.55346/CTHN-TTHT)*

#### 輸出加工企業に提供する電子部品の検査及び仕分けサービスに対する付加価値税

輸出加工企業との間で締結された契約に基づく電子部品の検査及び仕分けサービスは、輸出サービスと見なされ、規制の条件が満たされている場合は0%のVAT税率を適用することになります。

*(ハノイ税務局発行の2022年11月17日付  
Official Letter No.55897/CTHN-TTHT)*



#### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale

## 個人所得税 ガイドンスルーリング

### 駐在員を含む従業員に付与されるベネフィットに対する個人所得税

- 従業員への旧正月のギフトは、個人所得税（「PIT」）を計算する際に課税所得に算入されます。PIT課税時期は、従業員がギフトを受け取る月です。
- 帰国する外国人（労働契約が終了した者）の私物に係る運送料は、労働契約終了後の時点で運送会社発行の請求書があり、PIT課税所得として計算されます。

*(ハイフォン税務局発行の2022年10月17日付Official Letter No.3300/CTHPH-TTHT)*



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*

## 外国契約者税 ガイダンスルーリング

### 外国人専門家の立替払いに対する外国契約者税

ベトナム企業が海外企業に代わってベトナムにおける外国人技術者の宿泊費および旅費の支払いを行い、それ以上の収入が発生せず、直接外国企業から払い戻しを受けた場合、当該立替払いをした部分は外国契約者税（「FCWT」）の課税対象になりません。

(ハイズオン税務局発行の2022年11月25日付Official Letter No.11261/CTHDU-TTHT)

### 外国航空会社のホームページにて購入した航空券に対する外国契約者税

会社が外国航空会社のウェブサイトを紹介して取締役が海外出張に行くための往復航空券を購入する場合、以下の通りになります。

- 外国航空会社がベトナムにおける代理店や駐在員事務所を通じて航空券を発行する場合、会社は航空会社に代わって税金を源泉徴収して支払う必要はない。航空会社の代理店または駐在員事務所は、航空会社に代わってFCWTの申告と支払いに責任を負う。
- 外国航空会社がベトナムにおける代理店や駐在員事務所を通じておらず、直接、会社に対して電子航空券を発行し、通達No.80/2021/TT-BTCの第76条、77条、78条及び79条に基づいて税務登録・申告・支払いを行わない場合、会社は外国航空会社に代わって税金を源泉徴収し、支払わなければならない。

(ハノイ税務局発行の2022年12月6日付Official Letter No.59940/CTHN-TTHT)



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale

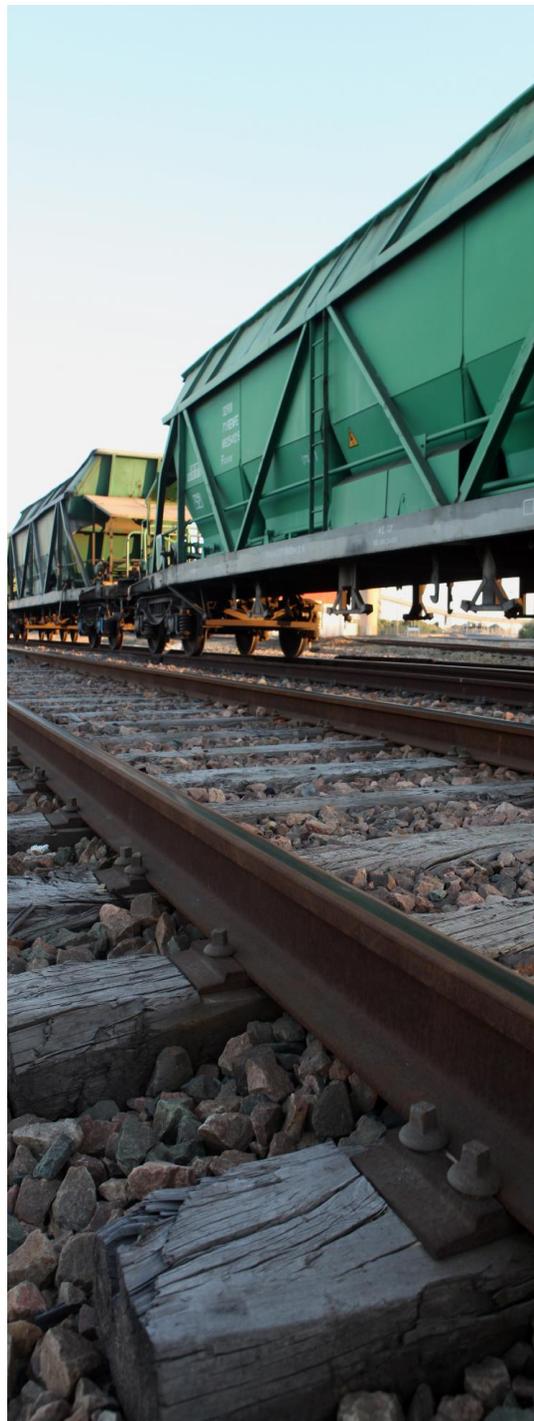
## 移転価格 ガイドンスルーリング

### 貸付けの取決めに係る関連当事者間の取引及び移転価格申告書

企業が2020年11月5日付政府の政令No.132/2020/ND-CP号の第5条に規定された企業の関連当事者との融資契約がある場合、関連当事者取引とみなされ、政令No.132/2020/ND-CPの管理の対象となります。

企業は、関連当事者取引の価格を申告し、決定する責任を負います。更に、政令No.132/2020号/ND-CPに添付された付属書I、II及びIIIに基づいて関連当事者関係及び関連当事者取引に関する情報を申告し、政府の政令No.132/2020号/ND-CPの第18条に規定されたCIT確定申告書とともに提出する責任があります。

(ハノイ税務局発行の2022年11月30日付  
Official Letter No.59003/CTHN-TTHT)



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## トレード・税関 新規制

## ガイダンスルーリング

### 地域的な包括的経済連携 （「RCEP」）の下での原産地規則 （「COO」）に関する新通達

2022年11月18日、商工省は地域的な包括的経済連携（「RCEP」）の下での商品の原産地規則（「COO」）を規定する2022年2月18日付通達No.05/2022/TT-BCTを改正する通達No.32/2022/TT-BCT（以下、「通達32」）を公布しました。

具体的には以下のとおりとなります。

- 通達32では通達No.05/2022/TT-BCTの第4条、第1項、Point aの付録I（製品の詳細規則）を、本通達に添付された付録Iに置き換える。
- 通達32では通達No.05/2022/TT-BCTの第4条、第1項、Point cの付録III（輸出用C/OフォームRCEP、及びC/Oの補足申告書）を本通達に添付された付録IIに置き換える。

通達32は2023年1月1日から発効するものになります。

*(商工省発行の2022年11月18日付通達  
No.32/2022/TT-BCT)*

### 税関手続を終え、保税倉庫で保管されていた輸出品より製造された物品を国内市場に輸入する際の税関手続及び関税処理

税関手続について:

- 税関手続を完了し、後の輸出のために保税倉庫で保管されている物品の場合、企業はその物品の所有権を移転することができる。
- 物品の所有者が保税倉庫で保管されている物品を国内市場に再輸入する必要がある場合、規定に従って関連する税関様式を示した輸入申告書を登録し、輸入手続を完了しなければならない。

関税処理について:

- 企業は関連する税関様式に従って関税処理を行う。
- 保税倉庫から国内市場に輸入された物品は輸出製造活動のためのものであり、規制された条件を満たした場合、これらの物品には輸入関税を免除され、付加価値税（VAT）の対象とはならない。

*(税関総署発行の2022年11月14日付Official  
Letter No.4826/TCHQ-GSQL)*



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*

## トレード・税関 ガイダンスルーリング

### 商品原産地の不正及び偽造、違法なラベリング及び積み替え、並びに知的財産権の侵害等に関する検査、防止の強化

税関総局（「GDC」）は、地方の各税関局に以下を行うように要請しています。

- 2019年8月13日付のOfficial Letter No.5189/TCHQ-GSQL、2019年12月25日付のDirective No. 7988/CT-TCHQ、2021年2月24日付のOfficial Letter No.906/TCHQ-GSQL、及び2021年12月17日付のOfficial Letter No.5951/TCHQ-GSQL等のGDCが発行した各ガイダンスに従う。
- 通関手続き中の通関書類や現物をチェックする際には、特に以下の点に注意を払う。

(i) 輸出品の場合：

- ✓ **チェック対象：**アメリカ、ヨーロッパ諸国等に輸出される木製家具、プラスチック製品、ゴムタイヤ、ナイフ、はさみ、食器、モトクロスバイク等。
- ✓ **チェック内容：**2021年12月9日付政令 No.111/2021/ND-CPの第1条、第5項および第7項に基づく商品のラベリングおよび原産地

(ii) 輸入品の場合

- ✓ **チェック対象：**ベトナムにおける販売/消費のために主要市場から輸入される食品、蒸留酒、ビール、雑貨、電気・電子家庭用品、化粧品、衣類、医薬品

✓ **チェック内容：**

○ GDCが発行した2019年8月13日付Official Letter No. 5189/TCHQ-GSQLの第1.1項のガイダンスに従った商品のラベリングと原産地

○ GDCが発行した2019年8月13日付Official Letter No.5189/TCHQ-GSQLの第1.1項、ポイントb.2.9のガイダンスに基づく知的財産権の侵害を防止するための物品監督。

*(税関総署発行の2022年11月14日付Official Letter No.4823/TCHQ-GSQL)*



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale

## トレード・税関 ガイダンスルーリング

### 海外保税倉庫で保管される輸出品に対する課税政策

GDCはGDTに対し、輸出収益の計上と請求書の発行（企業が海外の保税倉庫に商品を配送するために輸出申告書を作成し、その後これらの商品を海外のパートナーに販売する場合）の時期を決定する際に2つのオプションを考慮するよう要請しました。

- **オプション1:** VAT請求書発行/輸出収益決定の時期は、商品を販売し、商品の所有権・使用权を購入者に譲渡する時である（つまり、商品が海外保税倉庫から出荷される日付）。
- **オプション2:** VAT請求書発行/輸出収益決定の時期は、輸出申告の手続きを完了した後、及び商品がベトナムから輸出された時である。しかし、その時点では他の事業者へ商品の所有権と使用权の譲渡が行われていないため、企業は十分な情報に基づいた正式な請求書を発行することができない。

GDCは以下のことをGDTに推奨しています。

- 商品の販売時、企業は2020年10月19日付政令No.123/2020/ND-CPの規定により、購入者の十分な情報を有し、正式な請求書を発行できるのでオプション1を適用する。
- 顧客に請求書を発行する時期は収益の計上時であるというガイダンスを提供する。
- 商品の販売時期、所有権・使用权を海外提携先に移転する時期について会社が通知しなければならない一定の期限を指示する（例えば、保税倉庫に保管されている商品の定期報告書を提出する）。

*(税関総署発行の2022年11月18日付  
Official Letter No.4916号/TCHQ-GSQL)*



### Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



**Phan Vu Hoang**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4345  
hoangphan@deloitte.com



**Takaishi Gen**  
**Director, Japanese Services Group**  
+84 28 710 14342  
gtakaishi@deloitte.com



**Harada Junichi**  
**Director, Japanese Services Group**  
+84 24 7105 0118  
junharada@deloitte.com



**Yamamoto Yuya**  
**Senior Manager, Japanese Services Group**  
+84 28 710 14194  
yyamamoto2@deloitte.com



**Nishina Hideaki**  
**Senior Manager, Japanese Services Group**  
+84 24 710 50108  
hidnishina@deloitte.com

### Hanoi Office

15<sup>th</sup> Floor, Vinaconex Building,  
34 Lang Ha Street, Dong Da  
District, Hanoi, Vietnam  
Tel: +84 24 7105 0000  
Fax: +84 24 6288 5678

### Ho Chi Minh City Office

18<sup>th</sup> Floor, Times Square  
Building,  
57-69F Dong Khoi Street,  
District 1, Ho Chi Minh City,  
Vietnam  
Tel: +84 28 7101 4555  
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.